令和7年度 高齢者生きがい活動促進事業 国庫補助協議書

〈宮城県〉

〇基本事項 ※厚労省から照会	会事項がある場合、	都道府県を介さず直接市町村に連絡いたします
市町村名・担当部局・課名		
担当者名		
連絡先(TEL)		
連絡先(E-Mail)		

〇市区町村内の状況		
65歳以上の高齢者数(または率)		
うち独居者数(または率)		
65歳以上の高齢者のみ世帯数(または率)		

O実施要綱等で定める本事業の対象要件(<mark>必須要件)</mark> ※右枠に●を入れてください。			
対象となる団体	新たに組織化する NPO 法人等又は本事業の目的に応じた活動を新		
	たに始める NPO 法人等であるか。		
対象となる団体	高齢者のみ又は高齢者が主体となって活動する NPO 法人等である		
	か。		
対象となる経費	団体の設立準備又は事務所等活動拠点の初度設備整備等に必		
	要となる経費であるか。		
対象となる活動内容	活動内容が地域のニーズに即した高齢者によるボランティア活動		
	(高齢者自らが支え手となる取組)であるか。		

○事業概要

- ・取組内容 ※有・無には該当する方に四角で囲んでください。
- ※ 農福連携に資する事業の該当 有・無
- ※ 令和4年度以降の「地域づくり加速化事業」(厚生労働省委託事業)において、地域づくりの 推進に係る伴走的支援を受けた市町村であって、その課題解決に資する取組の該当 有・無
- ※ 中山間地域等の農村漁村において、地域資源やデジタル技術を活用した取組の該当 有・無

-		\Box
		I۳N
		LUN

で悪性の人も	
所要額の合計	
1	
協議額	

- ※対象経費区分には介護保険事業費補助金交付要綱で示す対象経費を記載すること。
- ※対象経費は、単に「備品、需用費、委託費」などだけではなく、どのような内容の費用かがわかるようにその中身も記載すること。
- ※<u>協議額には1,000 円未満切り捨て</u>の上、記載すること。

(参考) 対象経費:介護保険事業費補助金交付要綱(抄)

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
高齢者生き がい活動促 進事業	高齢者生きが い活動促進事 業	厚生労働大臣が 必要と認めた額	高齢者生きがい活動促進事業 の実施に必要な報酬、給料、 職員手当等、共済費、賃金、 報償費、旅費、需用費、役務 費、委託料、使用料及び賃借 料、備品購入費、補助金	定額